

現場説明書

工事名：平成24年度 曾根地区倉庫解体工事

工事場所：京都府船井郡京丹波町曾根地内

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
(現場説明会は実施しません。)

平成24年 3月

京丹波町土木建築課

目 次

I	一般事項	
1.	位置及び周囲の状況等	2
2.	施工にかかる条件	2
3.	積算にかかる条件	4
4.	数量書について	4
5.	質疑事項	4
II	特記事項	
○1.	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて	6
●2.	排出ガス対策型建設機械の使用について	7
●3.	産業廃棄物運搬車両の表示	7
●4.	産業廃棄物税について	7
●5.	枠組足場の設置工法等について	8
●6.	特別管理産業廃棄物管理責任者について	8
●7.	環境等の保全	9
○8.	環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	9
○9.	再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	9
●10.	届出等	9
●11.	不正軽油の使用防止	10
●12.	調査・試験に対する協力	10
●13.	過積載による違法運行の防止について	10
●14.	建設副産物の取扱い	11
○15.	化学物質を発散する建築材料等の使用制限	11
○16.	化学物質の室内濃度測定に係る特記事項	12
●17.	完成図書(電子納品)について	14
●18.	完成図書等の保存について	14
○19.	建設発生土の搬出について	15
○20.	建設発生土等の受入について	15
○21.	総合評価競争入札の工事について	16

注) ●印は本工事に適用する。

I 一般事項

1. 位置及び周囲の状況等

- ・ 位置： 計画地は曾根地区に立地し、周辺には農地が広がっている。
工事にあたっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- ・ 現在の状況： 建物3棟が立地している。
- ・ 工事の概要： 今回これら建物の解体工事を行う。

2. 施工にかかる条件

1) 安全・災害防止対策等

- ① 工事用車両（関係車両すべて）の進入・退出は別紙による経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。
- ② 工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ③ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ④ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。
- ⑤ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、災害防止に万全を期すこと。
- ⑥ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ⑦ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。

2) 施工計画等

① 工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

② 仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③ 工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事請負者と協議の上、別途係員の指示する場所に掲示のこと。

3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については請負者において十分な管理を行うこととし、

各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず管理者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

4) 休日及び作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間 平日一般 : 午前8時30分～午後6時00分

騒音を伴う場合 : 午前9時00分～午後5時00分

を原則とし、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整すること。

5) 関連工事との協力

近隣において別途工事が施工される場合は相互に協力すること。

6) 設計図書及び建設業法に基づく~~施工体制台帳~~施工体系図を作成し、現場に備え付けること。

また、体系図は、現場内及び現場外の公衆の見やすい場所に掲示すること。

工事完成後においては、それぞれ写しを提出すること。

7) 工事期間中、「京丹波町工事等検査規程」により、町の随時検査を受けること。

8) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、請負者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

9) 交通誘導員の配置

総計 30名

(交通誘導員A 0名、交通誘導員B 30名)

・常時	交通誘導員A	0名/日
	交通誘導員B	1名/日
・大型車の出入りが多い日	交通誘導員A	名増員/日
	交通誘導員B	名増員/日

※必要に応じ現場周辺要所に配置

・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注) 交通誘導員 A は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）とする。

3. 積算にかかる条件

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準（平成 23 年度版）を適用しており、積算に係る標準工期は 2.0 ヶ月としています。（契約工期にはよらない）標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しません。

4. 数量書について

別添の数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しませんので、参考として利用してください。

5. その他一般事項

- 1) 請負者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。
 - 2) 請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することが出来る。
 - 3) 保険の付保及び事故の補償について
 - ① 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 - ② 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
 - ③ 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書及び「建退共運営実績計画書」を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。
- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
 - (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退

共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④ 火災保険等（工事請負契約書案 第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付してください。保険証を提示し、その写しを提出してください。3項によるその他の保険に付した場合も同様とします。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出してください。

4) 工事实績情報の登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事实績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録完了後は「登録内容確認書」を1部監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

~~5) 設計図書、現場説明書及び回答書については入札当日返却すること。~~

II 特記事項

1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
同上	表層安定処理工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
同上	路床安定処理工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
舗装工	各種舗装工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
仮設工	地中連続壁工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
合計							___	検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
同上	表層安定処理工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
同上	路床安定処理工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
舗装工	各種舗装工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
仮設工	地中連続壁工	：	配合設計段階	___	検体、	施工後段階	___	検体
合計							___	検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

3) これによりがたい場合（請負者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議のうえ、設計変更等の処理を行うものとする。

4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機 種		備 考
・ バックホウ ・ ブルドーザ ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・ トラクタショベル（車輪式） ・ 発電発電機（可搬式） ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

3. 産業廃棄物運搬車輛の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車輛（自己運搬を含む）には、法令*に従い車輛側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。

※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第6条第1項第1号

4. 産業廃棄物税について

1) 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

2) また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残渣等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

3) なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

5. 枠組足場の設置工法等について

請負者は足場工の施工にあたり、足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があります。（廃掃法第12条の2 第6項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任して下さい。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出して下さい。

- ・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
- ・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出して下さい。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要があります。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問い合わせ先 : 社団法人 京都府産業廃棄物協会 TEL075-645-3085

7. 環境等の保全

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

8. 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

9. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、請負者が負担するものとする。

10. 届出等

- 1) 請負者は、工事の施行に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- 2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

11. 不正軽油の使用防止

- 1) 軽油については J I S 規格軽油を使用すること。
- 2) 燃料調査を実施する時は協力をしなければならない。

12. 調査・試験に対する協力

- 1) 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない
- 2) 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
 - ・ 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・ 調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3) 請負者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
- 4) 請負者は、当該工事が発注者の実施する施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

13. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

14. 建設副産物の取扱い

1) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成12年4月）する再生資源利用〔促進〕計画・実施書を使用するものとする。

作成した再生資源利用〔促進〕計画・実施書は3部作成するものとし、1部は請負業者が自社で工事完成後1年間保管し、残りの2部については監督職員に提出すること。

2) 建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

3) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会社名	住所	備考
コンクリート類 木材類	宏誠	南丹市日吉町	
アスベスト成形板	京都環境保全センター -	京丹波町猪鼻	

15. 化学物質を発生する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。

1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

- 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは発生量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発生が極めて少ないものとは発生量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

16. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

1) 測定箇所

- 建物内 () 箇所 ○屋外 () 箇所

なお、測定する箇所(室)の特定については、監督職員の指示による。

2) 測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※●を測定すること。

3) 採取条件

- ①日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所(室)において、採取を行うこと。
- ②測定は中央付近の床から概ね1.2m～1.5mの高さにおいて採取すること。
- ③測定する箇所のすべての窓及び扉(造付家具、押入等の扉を含む)を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。
この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。
なお、連続的な運転が確保できる全般(24時間)換気のための設備を有する箇所にあつては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

(注) 5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

- ④採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。

(採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)

4) 測定方法

●パッシブ形採取機器を用いる方法

○検知管法 ○検知紙法 ○定電位電解法 ○吸光光度法

○測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5 6-3(3)ロ」に定められた方法、機器によること。

5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

●発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

6) 報告書の提出

採取にあたっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、各測定物質・各箇所(室)ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

[報告書作成にあたっての注意事項]

- ①「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。
- ②「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。
- ③「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。
- ④採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。
- ⑤「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

17. 完成図書等の電子納品について

完成図、施工図等をCADで作成した場合、工事写真をデジタルカメラで撮影した場合は、以下のとおり、併せてそのデータを納品すること。

- ・CADデータ：sfc形式にて納品。
- ・デジタルカメラ：「工事写真の撮り方(改訂第2版)」に記載の仕様以上とする。

18. 完成図書等の保存について

完成図書等の保存業務仕様書

ーデジタル保存（CD-R作成）ー

(1) データの入力形式（※図面よりデータ作成）

- ・PDF/400dpiの精度を有すること（原図サイズ）。
- ・特記無き限りモノクロとする。

(2) データ・ベースの形式

- ・入力項目の階層は下記のとおりとし、各々は順にツリーを構成すること。
 - ①建物名称
 - ②工事名称
 - ③図面等の分類、グループ化（完成図、工程表、計画通知書関係etc.）
 - ④図面等のリスト
（完成図は図面リストを参考に作成し、その他のグループリストは任意とする。）
（各グループの先頭図書を1番とする。）
 - ⑤図面

(3) イメージ・データとデータ・ベースのリンク

- ・ファイルのイメージ・データはデータ・ベースの中（インターネット・ブラウザ）から起ち上げ（入力項目の各階層により検索・呼び出し）が可能なこと。

(4) 動作環境

- ・検索は標準的なWindowsマシンの環境で作動するものとする（専用ソフトを必要とするものは不可）。

(5) 記録媒体

- ・成果品はCD-R（1～6倍速書き込み対応ディスク）に収録することとし、媒体には読み込み可能な状態でタイトル等を印刷すること。
- ・提出は1セットとする。

(6) その他

- ・計画通知書その他諸官庁関係書類（A4、A3）のデータ作成に当たっては、A4サイズ2枚を一組とし、A3サイズによることとするが、実施にあたっては監督職

員と協議を行うこと。

19. 建設発生土の搬出について

1) 建設発生土については、〇〇〇〇〇へ運搬することとします。

2) 前項に関しての受け入れ条件は、下記のとおりとします。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

①受入不適なもの

(例) 粘性土、30cm以上の岩、ガレキの類、土砂以外の廃棄物。

②受入期間

(例) 午前7時～午後7時まで

ただし、毎月の第1、第3日曜日、正月等の休日は受け入れを中止する。なお、本工事の夜間作業の建設発生土及び場所打杭建設発生土は、〇〇〇予定地の〇〇〇地先に一次仮置の上建設発生土受入地に運搬すること。

③土壌分析調査結果等の提出

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下、「土砂条例」という。)による許可を受けており(受ける予定であり)、残土の受入には土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。請負者は土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。

- ・ 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真(第7条第3項第13号)
- ・ 土壌調査資料採取報告書(第4号様式)(第7条第3項第13号)
- ・ 土壌分析結果証明書(写し)(第7条第3項第13号)
- 残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。
- ・ 土砂発生元証明書(第3号様式)(第7条第3項第6号)
- ・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図(第7条第3項第7号)
- ・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図(第7条第3項第11号)
- ・ 予定容量計算書(第7条3項12条)

3) 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

4) 建設発生土処理計画書・報告書の作成

①請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

②施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

20. 建設発生土の受入について

建設発生土等を受け入れる場合(購入土を含む)は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

1) 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める

- 2) 汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。
- ・ 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）
 - ・ 土壌調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）
 - ・ 土壌分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）
- なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。
残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。
- ・ 土砂発生元証明書（第3号様式）（第7条第3項第6号）
 - ・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第7条第3項第7号）
 - ・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第7条第3項第11号）
 - ・ 予定容量計算書（第7条3項12条）

21. 総合評価競争入札の工事について

1) 技術提案の履行について

- ① 請負者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。
- ② 請負者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- ③ 請負者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。

2) 府内資材の調達について

- ① 請負者は府内調達すると記載した資材について、府内調達したことを証する伝票等と実績報告書を提出しなければならない。
- ② 請負者の責めにより府内調達すると記載した資材が府内調達できなかった場合、または、府内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

3) 施工体制台帳について

- ① 請負者は、請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- ② 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。

4) 技能士（複数）又は基幹技能者の活用について

- ① 請負者は工事施工時に活用するとして技能士（複数）又は基幹技能者について、活用実績報告書を提出しなければならない。

- ② 請負者の責めにより活用すると記載した資格者を活用しなかった場合、または、活用を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

※本府ホームページ（営繕課）掲載の「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン（建築一式、電気、管工事）」参照

<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/1315816072946.html>